4/14受付開始

ゼロカーボン推進支援事業（人材育成）補助金のご案内

鹿児島市は脱炭素に関する適切な知識を備えた人材を育成する事業者に対し、脱炭素アドバイザー資格の取得に係る費用の補助を行います。

脱炭素アドバイザー資格制度

日本全国の脱炭素化推進に向けて、適切な知識を備えた人材が企業内外で「脱炭素アドバイザー」として機能を発揮するため、脱炭素に関わる民間資格について、環境省が認定する制度

【環境省HP】

対　　象　　者

○鹿児島市内に事業所を有する事業者であること。（国又は地方公共団体を除く。）
○市税の滞納がないこと。 ○省エネ法の特定事業者でないこと。（前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満）
※ 各補助対象の資格（アドバンスト又はベーシック）について、1事業所1回の申請ができます。

補　　助　　の　　内　　容

補助対象	補助対象経費　※3※4	補助率	上限額
脱炭素アドバイザー ベーシック※1	**申請者（事業者）が交付決定後に負担する経費**のうち、次に掲げるもの。 ・資格受験に要する費用 ・資格受験に関する講習の受講及び書籍の購入に要する費用 ただし、当該資格試験を運営する資格事業者が推奨する講座及び書籍に限る。	**2分の1以内** ※5	**1万円**
脱炭素アドバイザー アドバンスト※2			**3万円**

※1 「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」（環境省）において、「環境省認定制度　脱炭素アドバイザーベーシック」に区分される資格
※2 「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」（環境省）において、「環境省認定制度　脱炭素アドバイザーアドバンスト」に区分される資格
※3 各補助対象について、1人分の経費が対象。過去に申請する補助対象について補助金の交付を受けている場合は申請不可。
※4 国又はその他の団体からの補助金を活用する場合は、当該補助金の額を控除した額を補助対象経費とする。
※5 補助金の額に1，000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額

申　　請　　の　　流　　れ

申請書提出（持参）
↓ 市で書類審査後 決定通知書送付
受験・資格取得
実績報告書提出（持参）
↓ 市で書類審査後 確定通知書送付
補助金交付請求書提出
指定口座に補助金入金
二酸化炭素削減計画書の提出

・申請時及び実績報告時に必要な書類は下表のとおりです。
・申請書等の様式は市HPからダウンロードできます。
・交付決定日から90日以内に受験してください。
・資格取得日から30日以内に実績報告書を提出してください。

申請時の必要書類	
1	申請書（様式あり）
2	補助対象経費であること及び費用が分かる書類（資格のパンフレット等の写し）
3	市内に事業所を有することを証明する書類の写し（注）
4	【国又は他の団体からの補助金を活用した場合】当該補助金の額が分かる書類（当該補助の交付決定通知書の写し等）

（注）次の(1)～(3)のいずれかを添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して、市内に事業所を有することを確認できる場合には、添付することを要しない。
(1)発行日から3か月以内の商業・法人用の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（登記情報提供サービスから取得した、有効期限内の照会番号付きの登記情報でも可）(2)確定申告書（確定申告が不要の場合は税務署に提出された個人事業の開業・廃業等届出書（控用））の写し(3)発行日から3か月以内の営業証明

実績報告時の必要書類	
1	実績報告書（様式あり）
2	資格を取得したこと及び取得日が分かる書類（合格証の写し等）
3	申請者が補助対象経費を負担したことが分かる書類（領収書の写し等）

鹿児島市　脱炭素アドバイザー　検索

右のQRコードを読み取ると鹿児島市ホームページ上の該当ページにアクセスできます。
（QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です）

（問い合わせ先）　鹿児島市 環境局 環境部 環境政策課
〒892-8677 鹿児島市山下町11-1（みなと大通り別館4F）TEL:099-216-1479 FAX:099-216-1292